

各関係機関の長 様
病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予報第7号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和元年病害虫発生予報第7号

令和元年(2019年)7月23日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう1か月の気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い、日照時間は平年並または少ない見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
イネ	穂いもち	平年並	平年並	果樹全般	カメムシ類	-	やや多
	紋枯病	平年並	平年並		ハマキムシ類	-	平年並
	白葉枯病	平年並	やや少	ブドウ	べと病	-	やや少
	ニカメイガ(Ⅱ)	平年並	平年並	カキ	うどんこ病	-	やや少
	セジロウンカ	遅	平年並		炭疽病	-	やや少
	ヒメトビウンカ	-	平年並		カキノヘタムシガ	-	平年並
	ツマグロヨコバイ	-	平年並	チャ	炭疽病	-	平年並
	斑点米カメムシ類	やや早	やや多		もち病	-	平年並
	コブノメイガ	早	やや多		新梢枯死症	-	平年並
ダイズ	アブラムシ類	-	平年並		カンザワハダニ	-	平年並
	ハダニ類	-	やや少		チャノホソガ(Ⅲ)	やや遅	多
					チャノミドリヒメヨコバイ	-	やや多
					チャノキイロアザミウマ	-	平年並
					クワシロカイガラムシ(年3回発生地域・Ⅱ)	平年並	やや少
				チャトゲコナジラミ(Ⅱ)	平年並	やや少	

A. イネの病害虫

1. 穂いもち

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 葉いもちの発生量は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い、日照時間は平年並または少ない見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [防除情報第5号](#)を参照のこと。

2. 紋枯病

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
- (2) 水稻の茎数は平年並。
- (3) ほ場での発生量は平年並。
- (4) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 前年の発生が多かったほ場では特に注意する。
- (2) 防除の目安は、極早生・早生品種では発病を認めた場合、中生・晩生品種では出穂20日前の発病株率が15～20%以上。
- (3) 病勢進展初期（幼穂形成期～穂ばらみ期）に株元までよくかかるように薬剤を散布する。

3. 白葉枯病

予報内容 発生時期：平年並
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 前年の発生量は少なかった。
- (2) ほ場での発生を認めていない。
- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「キヌヒカリ」「ゆめおうみ」「ハナエチゼン」は発病しやすいので特に注意する。
- (2) 田植時に、白葉枯病に有効な長期持続型箱粒剤を施用したほ場では、防除の必要はない。

4. ニカメイガ第2世代

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 第1世代幼虫による被害の発生時期は平年並。
- (2) ほ場での発生量は平年並。
- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除の目安は、6月中旬の被害株率が10%以上のほ場とする。
- (2) 第1世代幼虫による被害が目立ったところでは、発ガ最盛期（彦根アメダス付近で7月25日頃の見込み）から7日後までに薬剤を散布する。ただし、粒剤は発ガ最盛期に散布する。
- (3) 中生・晩生品種では、被害が出やすいので注意する。

5. トビイロウンカ

発生状況

- (1) 本県では7月10日頃までに飛来が認められた場合は多発する危険性が高いが、7月10日現在、各予察灯への飛来および本田での発生を認めていない。
- (2) 九州、中国地方および東海地方の一部で予察灯への飛来、または、本田での発生が確認されている。

防除上注意すべき事項

- (1) 田植時に長期持続型箱粒剤を育苗箱施用したほ場では、防除の必要はない。
- (2) 極早生品種および早生品種では、今後の防除は必要ない。
- (3) 株元をよく観察して、出穂期までに発生を認めた場合は薬剤を散布する。

6. セジロウンカ

予報内容 発生時期：遅
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来時期は遅い。
- (2) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除の目安は、穂ばらみ期の見取り調査および払い落とし調査では、株当たり10頭以上、すくい取り調査では捕虫網10回振り当たり50頭以上とする。
- (2) 極早生品種および早生品種では、今後の防除は必要ない。

7. ヒメトビウンカ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) ヒメトビウンカによって縞葉枯病が媒介される。
- (2) 防除の目安は、6月下旬の縞葉枯病の発病株率が1%以上のほ場とする。

8. ツマグロヨコバイ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除の目安は、穂ばらみ期～穂揃期に1株あたり20頭以上認められた場合とする。

9. 斑点米カメムシ類

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや多

予報の根拠

- (1) 畦畔での発生時期は早い。
- (2) 畦畔での発生量は、カスミカメムシ類で平年並、一部地域においてホソハリカメムシでやや多く、クモヘリカメムシで多い。
- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [防除情報第4号](#)を参照のこと。
- (2) 粒剤を施用する場合、田面を露出させない程度に湛水状態とする。散布時期は乳熟期（出穂7～10日後）とするが、キラップ粒剤を使用する場合は、出穂10日前～出穂期に散布する。

10. コブノメイガ

予報内容 発生時期：早

発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は早い。
- (2) ほ場での発生量は、やや多い。
- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 9月上旬までに収穫可能な極早生・早生品種では、防除の必要性は低い。
- (2) 晩生品種や晩植田、直播田では被害が発生しやすいので特に注意する。
- (3) 防除の目安は、中生・晩生品種では、8月上旬の被害株率が20%以上、または8月中旬に上位2葉の被害葉率が20%以上とする。

B. ダイズの病害虫

1. アブラムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は、やや多い。

- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
(2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. ハダニ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
(2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
(2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

C. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) チャバネアオカメムシ成虫の越冬虫数は少ない。
(2) チャバネアオカメムシの誘殺数はフェロモントラップ、予察灯ともに、やや少ない。
(3) ツヤアオカメムシの誘殺数は予察灯において多い。
(4) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では多く、県南部では平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [防除情報第2号](#)を参照のこと。

2. 果樹全般：ハマキムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺数は平年並。
(2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 茶園の隣接園に発生が多いので注意する。
(2) 薬剤散布の際、加害部によくかかるよう散布する。

3. ブドウ：べと病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
(2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「巨峰」「マスカット・ベリーA」「アーリー・スチューベン」は発病しやすい。
(2) 袋かけ後に薬剤を散布する。
(3) 発病葉は伝染源になるため、見つけ次第除去する。

4. カキ：うどんこ病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は少ない。
(2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 薬剤散布の際、葉の裏側にも丁寧に散布する。

5. カキ：炭疽病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「富有」「早秋」等は発病しやすい。
- (2) 病枝、病果は集めて処分する。
- (3) 特に、台風後の発病が多くなる。

6. カキ：カキノヘタムシガ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 第一世代成虫のほ場での発生量は、やや多い。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は県北部では平年並または多く、県南部では多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 7月下旬～8月上旬に、ヘタや果梗部によくかかるよう薬剤を散布する。

D. チャの病害虫

1. 炭疽病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶残葉に発生した病葉が伝染源となり三番茶芽に感染する。
- (2) 感染は新芽の生育期に限られるため、伝染源が多い茶園では三番茶芽の萌芽期～1葉開葉期と2～3葉期に薬剤を散布する。

2. もち病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 山間地の茶園や、平坦地でも木陰や建物の裏側など風通しや日当たりの悪い茶園でよく発生する。
- (2) 発生が見られる茶園では、三番茶芽の開葉期に薬剤を散布する。

3. 新梢枯死症

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 感染源となる輪斑病葉の発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 原因となる病原菌は輪斑病菌であり、前年に輪斑病が多発した茶園では発生しやすいので、三番茶芽の萌芽期および2～3葉期に薬剤を散布する。

4. カンザワハダニ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では、葉裏によくかかるよう注意し、薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く条件下で、急激に増加する場合がありますので注意する。

5. チャノホソガ (第3世代幼虫)

予報内容 発生時期：やや遅
発生量：多

予報の根拠

- (1) 第2世代成虫のフェロモントラップでの誘殺時期は、やや遅い。
- (2) 第2世代成虫のフェロモントラップでの誘殺数は多い。
- (3) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 産卵を認めたら薬剤を散布する。

6. チャノミドリヒメヨコバイ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや多い。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 三番茶芽の萌芽～開葉期に薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く条件下で、急激に増加する場合がありますので注意する。

7. チャノキイロアザミウマ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 三番茶芽の萌芽～開葉期に薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く条件下で、急激に増加する場合がありますので注意する。

8. クワシロカイガラムシ (年3回発生地域・第2世代幼虫)

予報内容 発生時期：平年並
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の発生時期は平年並。
- (2) 第2世代幼虫ふ化最盛期の有効積算温度(688日度、起算日 第1世代ふ化最盛期、発育零点10.8℃)による予測日は平年並。
- (3) 第1世代成虫(雄繭)の寄生株率は、やや少ない。
- (4) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 幼虫のふ化状況を確認後、薬剤を散布する。

9. チャトゲコナジラミ (第2世代幼虫)

予報内容 発生時期：平年並
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の黄色粘着板での誘殺時期は平年並。
- (2) 第1世代成虫の黄色粘着板での誘殺数は少ない。
- (3) 調査茶園における幼虫の発生量は平年並。
- (4) 気象予報では気温は平年並、降水量は多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 第1世代成虫の発生ピークからおおよそ15日後に、成虫の発生がほとんど見られなくなった時期が防除適期である。ただし、茶園により差があるので、若齢幼虫の寄生状況を事前に確認する。
- (2) すそ部や葉層内の葉裏によくかかるように薬剤を散布する。

防除対策(耕種的防除や薬剤防除など)については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516

TEL 0748-46-6160・4926

FAX 0748-46-5559

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていたきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。